第14号様式（第8条関係）

（その1）

平成２８年分

（平成　年　月　日開催分）

収支報告書

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

政治団体の区分
□ 政党
☑ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部

（ふりがな）	みんしんとうおおさかふだいじゅうにくそうしぶ
1 政治団体の名称	民進党大阪府第１２区総支部
2 主たる事務所の所在地	〒 572-0001 大阪府寝屋川市成田東町６－７
3 代表者の氏名	平野　博文
4 会計責任者の氏名	井川　晃一

活動区域の区分
□ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

（電話）

（電話）

受付
平 29.4.24
大阪府選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無	
□	有
☑	無
公職の種類	（現・候）
（選挙区）	選挙区
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 平野　博文
公職の種類 衆議院議員（現・候）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
PM00899	H28	H290424	H	007300

収　支　の　状　況

（その２）

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額		1	2,041	101
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）		1	2,041	101
支出総額			3,244	144
翌年への繰越額			8,796	857

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額			135	000
員数				119

| (2)　寄附 | | | |

（その５）

(5)　本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額												年月日	主たる事務所の所在地	備考
			十億			百万			千			円			
民進党大阪府総支部連合会							3	0	0	0	0	0	平成28年6月8日	大阪市中央区内本町1-2-8 TSKビル6階	
民進党大阪府総支部連合会							2	0	0	0	0	0	平成28年6月14日	大阪市中央区内本町1-2-8 TSKビル7階	
民進党大阪府総支部連合会							3	0	0	0	0	0	平成28年6月29日	大阪市中央区内本町1-2-8 TSKビル8階	
民進党大阪府総支部連合会							1	5	0	0	0	0	平成28年11月10日	大阪市中央区内本町1-2-8 TSKビル9階	
民進党大阪府総支部連合会							1	1	9	0	0	0	平成28年11月17日	大阪市中央区内本町1-2-8 TSKビル9階	
この頁の小計						1	0	6	9	0	0	0	円		
合計						1	0	6	9	0	0	0	円		

（その６）

(6)　その他の収入

摘要	金額										備考	
			十億			百万			千		円	
この頁の小計										0		
1件10万円未満のもの									1	0	1	
合計									1	0	1	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	822,268	
(4) 事務所費	0	
小計	822,268	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	4,320,000	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,989,466	
(ア機関紙誌の発行事業費)	1,027,000	(10,006)
(イ宣伝事業費)	1,886,766	
(ウ政治資金パーティー開催事業費)	0	
(エその他の事業費)	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	2,421,466	(10,000)
合計	3,244,144	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分　　備品・消耗品費

支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十位 百万 千 円				
この頁の小計	0				
その他の支出	8,226,8				
合計	8,226,8				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分	組織活動費	（ 会議費 ）	
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億		百万		千			円				
この頁の小計										0				
その他の支出							4	3	2	0 0				
合計							4	3	2	0 0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分 機関紙誌の発行事業費.／ (民進プレス購入費.)				
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
				十億			百万			千	円				
この頁の小計										0					
その他の支出								1	0	2	7	0			
合計								1	0	2	7	0			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳														項目別区分 宣伝事業費 (広告費)			
支出の目的	金額													年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
			十億			百万				千			円				
新聞折込代							1	8	8	2	4	4		平成28年8月8日	(株)讀賣連合広告社	大阪市北区野崎町5-9	
この頁の小計													0				
その他の支出										4	3	2					
合計							1	8	8	6	7	6					

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額											年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			十億			百万		千			円				
機関紙誌の発行事業費							1	0	0	0	0	平成28年12月27日	民進党民進プレス編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
この頁の小計							1	0	0	0	0				
合計							1	0	0	0	0				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	■	
イ　建物	□	■	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	■	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	■	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	■	
カ　金銭信託	□	■	
キ　有価証券	□	■	
ク　出資による権利	□	■	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	■	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	■	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	■	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	■	

(その20)

宣　誓　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 4 月 24 日

政治団体の名称　民進党大阪府第12区総支部

会計責任者の氏名　井川 亀一 井川 亀一 ㊞

解散の場合のみ下欄を記入すること

（代表者の氏名　　㊞）

（備考）　1「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2「（代表者の氏名）」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成２９年４月２０日

民進党大阪府第１２区総支部

代　表　平野　博文　殿

登録政治資金監査人　中村直幸

登　録　番　号　第　２５４０　号

研修修了年月日　平成２１年４月１０日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民進党大阪府第１２区総支部の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、民進党大阪府第１２区総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

民進党大阪府第１２区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、民進党大阪府第１２区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上